

様式第13号

記載例

県産品活用計画書

工事名：           〇〇〇〇工事          

| 品目・規格等<br><br>(入札公告で指定された<br>県産品) | ①最終製品段階に<br>加工し製品化した <u>会社名</u>  | ②最終製品段階に<br>加工し製品化した <u>工場名</u> |
|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
|                                   | <u>本社の所在地</u>                    | <u>工場の所在地</u>                   |
| U型側溝                              | 〇〇建材（株）                          | 〇〇建材（株） 〇〇工場                    |
|                                   | 東京都〇〇区                           | 千葉市花見川区                         |
|                                   |                                  |                                 |
|                                   |                                  |                                 |
|                                   | ①、②どちらかの所在地が千葉県内<br>であれば評価となります。 |                                 |
|                                   |                                  |                                 |

- 指定品目の県産品の活用の有無に対して評価する。  
入札公告の主要資材に記載された数量に、履行義務が課されます。  
なお、実際の工事で使用量が満たない場合は履行義務違反となります。
- 本社又は工場が千葉県内に所在することを証明するものを添付する。  
(過去の納入伝票、カタログの該当ページの写し等)
- この表に記載した業者を、県産品の定義に当てはまる範囲において施工時に他の業者に変更することは出来る。
- 複数品目のいずれかが指定されている場合（A又はBのうちAを指定）、工事着手後に表に記載した指定品目以外に変更（AからBに変更）しても履行義務違反にならない。
- 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に県産品の活用が出来なかった場合は、履行義務違反として、工事成績評定点を3点減点する。

「県産品の定義」については手引きの記載を参照。  
商社など調達先が県内というだけでは評価しない

様式第13号

## 県産品活用計画書

工事名： \_\_\_\_\_

| 品目・規格等<br><br>(入札公告で指定された<br>県産品) | ①最終製品段階に<br>加工し製品化した <u>会社名</u> | ②最終製品段階に<br>加工し製品化した <u>工場名</u> |
|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|                                   | <u>本社の所在地</u>                   | <u>工場の所在地</u>                   |
|                                   |                                 |                                 |
|                                   |                                 |                                 |
|                                   |                                 |                                 |
|                                   |                                 |                                 |

- 1 指定品目の県産品の活用の有無に対して評価する。  
入札公告の主要資材に記載された数量に、履行義務が課されます。  
なお、実際の工事で使用量が満たない場合は履行義務違反となります。
- 2 本社又は工場が千葉県内に所在することを証明するものを添付する。  
(過去の納入伝票、カタログの該当ページの写し等)
- 3 この表に記載した業者を、県産品の定義に当てはまる範囲において施工時に他の業者に変更することは出来る。
- 4 複数品目のいずれかが指定されている場合 (A 又は B のうち A を指定)、工事着手後に表に記載した指定品目以外に変更 (A から B に変更) しても履行義務違反にならない。
- 5 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に県産品の活用が出来なかった場合は、履行義務違反として、工事成績評定点を3点減点する。